

議案第 89 号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 3（第 32 条関係）			別表第 3（第 32 条関係）		
区分	基準	金額	区分	基準	金額
1～12 [略]			1～12 [略]		
13 法第 12 条の 7 第 1 項の規定による 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1 件につき	147,000 円			
14 法第 12 条の 7 第 7 項の規定による 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1 件につき	134,000 円			
15 [略]			13 [略]		

<u>16</u> [略]
<u>17</u> [略]
<u>18</u> [略]
<u>19</u> [略]
<u>20</u> [略]
<u>21</u> [略]
<u>22</u> [略]
<u>23</u> [略]
<u>24</u> [略]
<u>25</u> [略]
<u>26</u> [略]
<u>27</u> [略]
<u>28</u> [略]
<u>29</u> [略]
<u>30</u> [略]
<u>31</u> [略]
<u>32</u> [略]

<u>14</u> [略]
<u>15</u> [略]
<u>16</u> [略]
<u>17</u> [略]
<u>18</u> [略]
<u>19</u> [略]
<u>20</u> [略]
<u>21</u> [略]
<u>22</u> [略]
<u>23</u> [略]
<u>24</u> [略]
<u>25</u> [略]
<u>26</u> [略]
<u>27</u> [略]
<u>28</u> [略]
<u>29</u> [略]
<u>30</u> [略]

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。